

(難病)指定医療機関の更新手続きについて

○はじめに、指定医療機関更新申請書の裏面、右上部に記載されている医療機関コードに誤りがないかご確認ください。

〒「医療機関郵便番号」
「医療機関所在地」
「医療機関方書」

「医療機関名称」 御中
< 指定医療機関（難病）更新書類 在中 >

令和〇年〇月〇日
指定医療機関コード：「医療機関番号」

コードに変更があると継続更新が出来ません

(誓約項目) 更新申請書は裏面にあります
難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

難病の患者に対する医療等に関する法律(抜粋)

※医療機関コードは10桁で構成されており、大阪府内の場合、最初の2桁が「27」から始まり、3桁目が、医科は「1」、歯科は「3」、薬局は「4」、訪問看護ステーションは「6」となり、以降の7桁がレセプト請求の際に使用されるコードになります。

※法人化、開設者の変更、移転等により医療機関コードに変更があった際に、難病指定医療機関としての変更手続きをされていなかった場合は、指定登録が旧コードのままになっております。

医療機関コード変更【なし】の場合



同封の指定医療機関更新申請書に必要事項を記載のうえ、郵送でご提出ください。

【提出書類】

- ①指定医療機関更新申請書

【ご注意いただきたい点について】

- ・訂正があった場合は、修正テープ等は使用せず、二重線で訂正をお願いします。
- ・申請書類の押印欄は、令和3年4月1日付で廃止となりましたので、押印は不要です。

医療機関コード変更【あり】の場合



医療機関コードが変更されている場合、旧の指定医療機関コードの廃止手続きも同時に必要です。

大阪市ホームページより「指定医療機関(廃止・休止・再開・処分)届(様式 6)」をプリントアウトしていただき、必要事項を記載のうえ、同封の更新申請書とあわせて郵送でご提出ください。

大阪市 難病医療機関 更新

検索



【提出書類】

- ①指定医療機関更新申請書(新規申請書とみなします)
+
②指定医療機関(廃止・休止・再開・処分)届(様式 6)

【送付先】

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7-1000 号

大阪市保健所 管理課 保健事業グループ「難病指定医療機関担当」